給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第２号

神戸市兵庫区東出町２丁目９番13号

再生債務者　石川　　卓

1　決定年月日時　平成28年２月19日午後４時30分

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年３月18日まで

4　一般異議申述期間　平成28年３月25日から平成28年４月８日まで

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２８年（再ロ）第１号

大分県豊後高田市玉津1944番地５

再生債務者　渡部　嘉文

1　決定年月日時　平成28年２月23日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年３月22日まで

4　一般異議申述期間　平成28年４月５日から平成28年４月26日まで

大分地方裁判所中津支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１００３０号

東京都江東区扇橋２－９－10－504

再生債務者　菅野　幸宏

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年２月４日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年３月７日まで

平成28年２月19日

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第１０００５号

長崎県長崎市大橋町24番19―601号

再生債務者　山本　　優

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年２月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年３月９日まで

平成28年２月22日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２７年（再ロ）第２号

栃木県栃木市片柳町４丁目４番11号

再生債務者　金子　達也

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年２月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年３月14日まで

平成28年２月22日

宇都宮地方裁判所栃木支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１号

群馬県邑楽郡明和町中谷383番地１　コーポ国際101

再生債務者　杉本　勝美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年２月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年２月22日　前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（再ロ）第３号

新潟市東区岡山58番地33

再生債務者　佐藤　大介

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年２月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年２月22日　　新潟地方裁判所民事部

平成２７年（再ロ）第２号

三重県松阪市曽原町931番地

再生債務者　都　　美弥

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年２月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年２月22日　　津地方裁判所再生係

平成２７年（再ロ）第１２号

京都市伏見区桃山町因幡31番地７　パデシオン桃山418号

再生債務者　松岡　　学

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年２月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年２月22日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２７年（再ロ）第３号

鹿児島県霧島市牧園町三体堂1579番地８

再生債務者　田平　玲子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年２月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年２月23日

鹿児島地方裁判所加治木支部

平成２７年（再ロ）第７号

埼玉県狭山市中央４丁目19番７―301号

再生債務者　境　　春彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年２月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年２月19日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再ロ）第４号

広島市中区鶴見町３番17―301号

再生債務者　庄野　幸恵

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年２月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年２月23日

広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（再ロ）第３号

長野県安曇野市穂高有明6209番地２

再生債務者　有賀　史彰

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年２月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年２月23日　長野地方裁判所松本支部

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成28年２月18日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成28年３月２日

大阪府大阪市中央区谷町１－３－27　大手前建設会館３階

大阪府建設業厚生年金基金

代表清算人　三原　金一

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成28年２月18日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

1．代表清算人氏名　三原　金一

2．住所　大阪府大阪市中央区谷町１－３－27

平成28年３月２日

大阪府建設業厚生年金基金

会社その他の公告

吸収分割公告

左記会社は吸収分割してＺは甲のイーグルパークを承継させることにいたしました。

これを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.denshi-kohkoku.com/shouei_project/

（乙）http://www.pph-g.com/

平成二十八年三月二日

札幌市中央区南二条西四丁目七番地一フェアリースクエア

（甲）株式会社正栄プロジェクト

代表取締役　美山　正広

札幌市中央区南二条西十丁目一〇〇〇番地二

（乙）株式会社合田観光商事

代表取締役　合田　高丸